

陳 情 文 書 表

(平成27年11月18日受理)

受 理 番 号	件 名
陳情第15号	調布市議会議場における市旗，都旗及び国旗の全ての掲揚等を求める陳情
付託委員会	議会運営委員会

(陳 情 事 項)

- 1 調布市議会議場における市旗，都旗及び国旗の全ての掲揚を求める。
- 2 調布市議会定例会の開会及び閉会に際し，国旗へ向けた起立とともに国歌の斉唱を求める。
- 3 2を拒絶した者には，退場処分等の制裁を科すことを求める。

(陳 情 理 由)

- 1 民主主義，国及び地方公共団体の象徴である国旗，都旗及び市旗の全てを，官公庁の庁舎に加えて議場その他の施設等に掲揚するのは，むしろ，民主主義の場として当然のことである。
- 2 また，国旗，都旗及び市旗の全てを掲揚することは，国，都及び市の連帯感その他の士気を高め，これを維持する上でも必要である。
- 3 1を拒絶することは，民主主義を否定することにもなる。
- 4 厳正公正たる官公庁における儀式としての要素も強い，議会定例会の開会及び閉会にあっては，学校等の各種教育機関の例に倣って，国旗へ向けた起立とともに国家の斉唱をすべくものと思料される。
- 5 4の拒絶は，「君が代起立斉唱拒否事件」に対する最高裁判所第2小法廷による平成23年5月30日付の判決を勘案しても，服務上の規律違反にも該当するのであって，思想及び言論の自由の範疇を超越している。